

# 北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

(令和2年6月30日付け変更)

## 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本道の水産業は、属地生産（本道に水揚げされた生産高）及び属人生産（本道の漁業者が水揚げした生産高）のいずれをとっても、全国第1位と有数の漁獲実績を示している。

また、水産食料品製造業の生産も盛んであり、本道食料品製造業の出荷額に占める割合も高く、特に沿岸地域においては、水産食料品製造業を含めた水産業は地域の中核的産業となっている。

このように水産業は、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが重要となっている。
- 2 本道は、世界三大漁場の一つに数えられる太平洋海域、暖流系の日本海海域、さらに流氷に閉ざされるオホーツク海海域など、それぞれ特性を持った海域に囲まれ、豊かな海洋生物資源に恵まれてきたところである。

これらの海域には、海洋の表中層に生息し、比較的広範囲に分布・回遊する浮魚類をはじめ、主として底生生活を営み分布・回遊範囲も比較的狭い底魚類も多く集まり、好漁場を形成しているが、近年、スケトウダラ日本海北部系群は資源の回復が見られるものの、依然、資源状況は低位となっている。

今後ともこのような状況が継続すれば、道民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展に対し重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、道としては従来から、資源と漁場に見合った資源管理型漁業の確立に向け、各種漁業の資源管理措置の推進等、種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）により決定された第1種特定海洋生物資源に係る漁獲可能量の本道に定められた数量について適切な管理措置を講じることとする。
- 4 また、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 更に、漁獲可能量について本道に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら第1種特定海洋生物資源の分布・回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図る上からも、道総研水産研究本部を中心として、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 一方、第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、本道に来遊する産卵親魚及び幼稚仔の保護又は保存をはじめとして、関係漁業に関して適切な管理を実施することにより、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 7 本道においては、従来から関係漁業者間における操業秩序を維持し、尊重するよう取り組んできており、今後とも海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用を促進するなど、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。
- 8 本道における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績について妥当な配

慮を払うこととする。

- 9 国の基本計画において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本道における措置を規定する計画は、別に定める。

## 第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本道に定められた数量に関する事項

- 1 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理量は、次表のとおりである。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
1	さんま	令和 元年7月～12月	28,000
2	すけとうだら	平成31年4月～ 令和2年3月	92,600
3	まあじ	平成31年1月～ 令和元年12月	若干
4	まいわし	平成31年1月～ 令和元年12月	56,000
5	まさば及びごまさば	令和 元年7月～ 令和2年6月	若干
6	するめいか	平成31年4月～ 令和2年3月	若干
7	ずわいがに	令和 元年7月～ 令和2年6月	168

- 2 第1種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量は、次表のとおりである。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
1	さんま	令和2年1月～12月	28,000
2	すけとうだら	令和2年4月～ 令和3年3月	83,000
3	まあじ	令和2年1月～12月	若干
4	まいわし	令和2年1月～12月	65,000
5	まさば及びごまさば	令和2年7月～ 令和3年6月	若干
6	するめいか	令和2年4月～ 令和3年3月	若干
7	ずわいがに	令和2年7月～ 令和3年6月	168

## 第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は海域別の数量に関する事項

- 1 第2の1の表に掲げる第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理量のうち、海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

なお、オホーツク海海域のすけとうだらについては、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類による漁獲のみであるので、国からの配分量の管理にあたっては厳格な数量管理を求めない「若干」と表示した。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	海 域	数 量
-------------	-----	-----

	の種類		
1	すけとうだら	(1) 日本海海域	2, 8 0 0
		(2) オホーツク海海域	若干
		(3) 道南太平洋海域	6 4, 2 0 0
		(4) 道東太平洋海域	5, 6 0 0
		(5) 根室海峡海域	2 0, 0 0 0
2	ずわいがに	(1) 日本海海域	4 3
		(2) オホーツク海海域	1 2 5

- (注) 1 すけとうだらにおける日本海海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域のうちの北海道宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局並びに北海道久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び北海道檜山・松前両郡界から松前・上磯両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域をいう。以下同じ。
- 2 すけとうだらにおけるオホーツク海海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域のうちの北海道宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内沖合海域をいう。以下同じ。
- 3 道南太平洋海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。以下同じ。
- 4 道東太平洋海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内沖合海域をいう(ただし、5の海域を除く。)。以下同じ。
- 5 根室海峡海域とは、北海道斜里郡と同道目梨郡との境界にある知床岬突端と同道根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域をいう。以下同じ。
- 6 ずわいがににおける日本海海域とは、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「省令」という。)別表第一のずわいがに漁業の項規制海域の欄第三号に掲げる海域のうちの北海道沖合海域をいう。以下同じ。
- 7 ずわいがににおけるオホーツク海海域とは、省令別表第一のずわいがに漁業の項規制海域の欄第四号に掲げる海域のうちの北海道沖合海域をという。以下同じ。
- 8 いずれの海域も海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第1項の排他的経済水域等に限る。

2 第2の1の表に掲げる第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理量のうち、海域別及び採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類及び定置網漁業待ち網漁業については、「若干」とすることとした。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源の種類	海 域	採捕の種類	数 量

1	さんま	(1) 道東太平洋海域及びオホーツク海海域 ア 北海道幌泉郡えりも町えりも岬灯台正南の線と東経155度の線との間の太平洋の海域のうちの北海道沖合海域 イ 東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域のうちの北海道宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内沖合海域 ウ 北海道斜里郡と同道目梨郡との境界にある知床岬突端と同道根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域。以下同じ。)	さんま漁業（北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第5条第2号のケ及びコに掲げる漁業をいう。以下同じ。）	26,300
			その他漁業	若干
		(2) その他の海域（(1)の海域を除く北海道沖合海域。以下同じ。）	その他漁業	若干
2	すけとうだら	(1) 日本海海域	すけとうだら固定式刺し網漁業	2,390
			すけとうだらはえ縄漁業	
			その他漁業	
		(2) オホーツク海海域	すけとうだら固定式刺し網漁業	若干
			すけとうだらはえ縄漁業	
			その他漁業	
		(3) 道南太平洋海域	すけとうだら固定式刺し網漁業	46,600
			その他漁業	
		(4) 道東太平洋海域	すけとうだら固定式刺し網漁業	2,600
			その他漁業	
(5) 根室海峡海域	すけとうだら固			

			定式刺し網漁業	
			すけとうだらはえ縄漁業	20,000
			その他漁業	
3	まいわし	(1) 北海道沖合海域	火光を利用する敷網試験操業	26,000
			その他漁業	若干
4	ずわいがに	(1) 日本海海域	ずわいがにかご漁業	39
			その他漁業	若干
		(2) オホーツク海海域	かに固定式刺し網漁業	125

(注) 1 いずれの海域も海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。

2 表中その他漁業とあるのは、それぞれの当該第1種特定海洋生物資源を採捕する漁業をいう。

3 第2の2の表に掲げる第1種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量のうち、海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源の種類	海 域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海海域	3,000
		(2) オホーツク海海域	若干
		(3) 道南太平洋海域	55,100
		(4) 道東太平洋海域	4,900
		(5) 根室海峡海域	20,000
2	ずわいがに	(1) 日本海海域	43
		(2) オホーツク海海域	125

(注) 1 いずれの海域も海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。

4 第2の2の表に掲げる第1種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量のうち、海域別及び採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類及び定置網漁業待ち網漁業については「若干」とすることとした。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源の種類	海 域	採捕の種類	数 量
1	さんま	(1) 道東太平洋海域及びオホーツク海海域	さんま漁業	26,300
			その他漁業	若干
		(2) その他の海域	その他漁業	若干
2	すけとうだ	(1) 日本海海域	すけとうだら固	

	ら		定式刺し網漁業 すけとうだらはえ縄漁業 その他漁業	2, 5 4 0 若干
		(2) オホーツク海海域	すけとうだら固定式刺し網漁業 すけとうだらはえ縄漁業 その他漁業	若干
		(3) 道南太平洋海域	すけとうだら固定式刺し網漁業 その他漁業	4 0, 0 0 0 若干
		(4) 道東太平洋海域	すけとうだら固定式刺し網漁業 その他漁業	2, 3 0 0 若干
		(5) 根室海峡海域	すけとうだら固定式刺し網漁業 すけとうだらはえ縄漁業 その他漁業	2 0, 0 0 0
3	まいわし	(1) 北海道沖合海域	火光を利用する敷網試験操業 その他漁業	3 0, 2 0 0 若干
4	ずわいがに	(1) 日本海海域	ずわいがにかご漁業 その他漁業	3 9 若干
		(2) オホーツク海海域	かに固定式刺し網漁業	1 2 5

- (注) 1 いずれの海域も海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。
- 2 表中その他漁業とあるのは、それぞれの当該第1種特定海洋生物資源を採捕する漁業をいう。

#### 第4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

##### 【さんま】

さんま漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、その他漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、承認隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるように努めるものとする。

##### 【すけとうだら】

すけとうだら固定式刺し網漁業及びすけとうだらはえ縄漁業並びにすけとうだらを採捕するその他漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、すけとうだらを採捕するその他漁業については、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

また、すけとうだら固定式刺し網漁業及びすけとうだらはえ縄漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図るとともに、平成6年3月28日締結（平成31年4月1日更新）の北海道海域スケトウダラ資源管理協定の遵守・励行を促進することとする。

なお、日本海海域においては、国の「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを受けて、平成27年漁期よりTACが大幅に削減されていることから、より一層の漁獲努力量の削減に努めるものとする。

道南太平洋海域すけとうだら固定式刺し網漁業については、計画的な採捕による適切な資源利用に努めるものとする。

#### 【まあじ】

まあじを採捕する漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

#### 【まいわし】

まいわしを採捕するその他漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

#### 【まさば及びごまさば】

まさば及びごまさばを採捕する漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

#### 【するめいか】

いか釣り漁業及びするめいかを採捕する漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

#### 【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業及びかに固定式刺し網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、ずわいがにを採捕するその他漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲状況を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。